



アクサ生命

所定の認知症も保障する
一生涯の医療保険です。

人生を、
進み続ける
ために。



アクサの
一生保障の医療保険

スマート・ケア

認知症 重点プラン

通院支援特約(退院・外来手術時給付型)・認知症一時金特約付
医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型

契約年齢：40歳～75歳

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ

医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型<主契約>
通院支援特約(退院・外来手術時給付型)

介護・認知症

認知症一時金特約

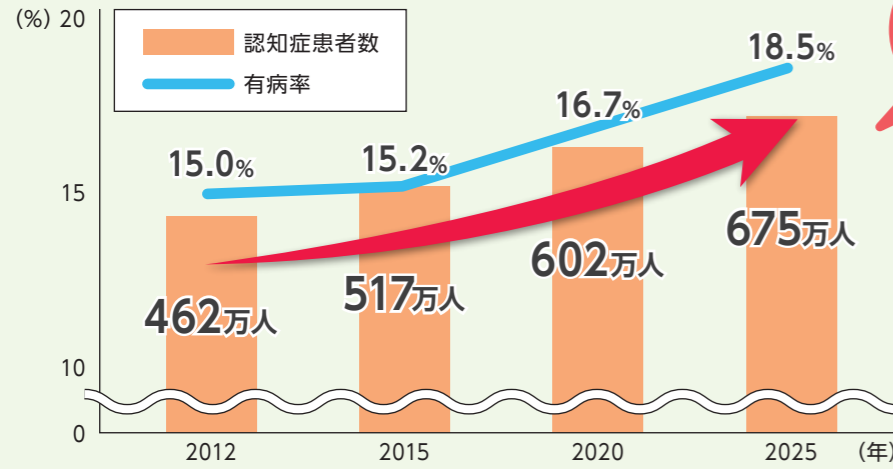
2023.07

人生100年時代。認知症は誰にとっても身近な問題です。

2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症？

認知症患者は今後も増加し、2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症を発生すると推測されています。

■ 65歳以上の認知症患者数と有病率*1の将来推計



約5人に1人

*1 65歳以上人口に占める有病率。
*2 各年齢の認知症有病率が一定の場合。
出典：内閣府「平成29年版 高齢社会白書」

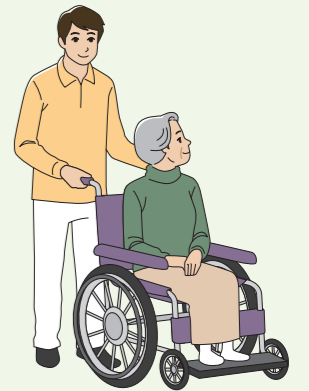
約4人に1人は認知症が原因で要介護状態に。

認知症が要介護状態の引き金になっています。

■ 要介護になった原因

	要介護者全体	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1位	認知症 24.3%	認知症 29.8%	認知症 18.7%	認知症 27.0%	脳血管疾患 (脳卒中) 23.6%	脳血管疾患 (脳卒中) 24.7%
2位	脳血管疾患 (脳卒中) 19.2%	脳血管疾患 (脳卒中) 14.5%	脳血管疾患 (脳卒中) 17.8%	脳血管疾患 (脳卒中) 24.1%	認知症 20.2%	認知症 24.0%
3位	骨折・転倒 12.0	高齢による 衰弱 13.7%	骨折・転倒 13.5%	骨折・転倒 12.1%	骨折・転倒 15.1%	高齢による 衰弱 8.9%

出典：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」



もしも認知症になったら・・・？

認知症の治療費はいくらくらい・・・？

■ 認知症の治療例



認知症の外来治療
(診察、検査、投薬など)

月々の負担額は・・・

月額平均
3.96万円
(10割負担)

6.5年間(78カ月)*3
継続した場合

約61万円
(2割負担)

■ そのほか、公的介護保険外サービスも必要になります。

家事援助・生活支援
サービス

見守りサービス

学習療法

運動療法

*2 社会的費用であり、実際に負担した以外の費用も含まれています。

出典：厚生労働科学研究費補助金「わが国における認知症の経済的影響に関する研究」平成26年度 総括・分担研究報告書

*3 出典：株式会社メディカル・インシュアランス・テクノロジー

ご存じですか？認知症のこと。

● 認知症とは・・・？

記憶力や判断力、会話能力といった認知機能が、後天的な脳の障害によって低下することにより、日常生活、社会的生活が困難になる状態で、それが意識障害のないときにみられる状態をいいます。

認知症にも種類があります。

認知症には「アルツハイマー型認知症」「レビー小体型認知症」「血管性認知症」などの種類がありますが、なかでも「アルツハイマー型認知症」が認知症の大半を占めます。

● もの忘れ？ 認知症？

たとえば、「年齢相応のもの忘れ」は体験の一部を忘れるのに対して「認知症によるもの忘れ」は体験したこと自体を忘れます。

年齢相応のもの忘れ

- ・何を食べたか思い出せない
- ・家族や知人の名前が思い出せない
- ・忘れたことの自覚がある

認知症によるもの忘れ

- ・食事したことを忘れる
- ・家族や知人が誰だかわからない
- ・忘れたことの自覚がない

認知症を完全に治すことは難しいですが、早期発見、適切な治療によって進行を遅らせることも期待できます。

他人事ではない認知症。確かな備えをいまずぐに。

認知症と診断確定、かつ、要介護1以上に認定されたときに一時金を受け取れるプランです。

特長1 認知症一時金を治療費や公的介護保険外サービスなどに
あてられます。

特長2 一生涯の医療保障も備えられます。

特長3 入院・退院をしたとき、手術を受けたときに
まとまった一時金を受け取れます。

特長4 保険料は一生涯変わりません。

保障内容

- ご契約例
- A 主契約: 医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型(10倍型) 基本給付金額5,000円、10,000円
 - B 特約: 通院支援特約(退院・外来手術時給付型) 特約基本給付金額5,000円
 - C 特約: 認知症一時金特約 認知症一時金額100万円
 - 保険期間・保険料払込期間: 終身

このようなときにお支払いします(お支払事由)

保障内容	お支払事由	基本給付金額 5,000円の場合		基本 10,000円 の場合		給付金額	
		基本給付金額 5,000円の場合	基本給付金額 10,000円の場合	基本給付金額 5,000円の場合	基本給付金額 10,000円の場合		
C 認知症	認知症と診断確定され、かつ、公的介護保険制度の要介護1以上に認定されたとき ※その認定の有効期間中である場合に限り。5ページQ&Aもご確認ください。	100万円				100万円	認知症一時金 認知症一時金額
A 入院	病気やケガにより入院したとき 日帰り入院から保障	1回につき 5万円	1回につき 10万円	1回につき 5万円	1回につき 10万円	10万円	入院治療一時金 基本給付金額×10 1回の入院につき1回限度、 通算50回限度
	集中治療室(ICU)管理を受けたとき	1回につき 25万円	1回につき 50万円	1回につき 25万円	1回につき 50万円	50万円	集中治療給付金 基本給付金額×50 入院治療一時金が支払われる 1回の入院につき1回限度
手術	公的医療保険制度の対象となっている約1,000種類の手術等*1を受けたとき ※ 骨髄幹細胞の採取術(骨髄ドナー提供)および特定不妊治療は1回限度です。	手術等の種類に応じて1回につき 25万円・10万円・ 5万円・2.5万円	手術等の種類に応じて1回につき 50万円 10万円	手術等の種類に応じて1回につき 20万円・ 5万円	手術等の種類に応じて1回につき 50万円 10万円	手術給付金 基本給付金額×50・20・10・5	
放射線治療	放射線治療を受けたとき	1回につき 5万円	1回につき 10万円	1回につき 5万円	1回につき 10万円	放射線治療給付金 基本給付金額×10 60日に1回限度	
B 通院支援	① 1日以上入院*2をし、生存して退院したとき お支払回数無制限	1回の入院または手術につき 2.5万円		1回の入院または手術につき 2.5万円		2.5万円	通院支援一時金*3 特約基本給付金額×5
	② 外来で主契約の手術給付金が支払われる手術を受けたとき ※ 骨髄幹細胞の採取術(骨髄ドナー提供)および特定不妊治療は除きます。	①の入院が継続して30日以上1回の入院につき 5万円		①の入院が継続して30日以上1回の入院につき 5万円		5万円	特約基本給付金額×10

*1 アクサ生命所定の手術および特定不妊治療がお支払いの対象となります。
*2 日帰り入院を含みます。
*3 お支払事由が同一の日に重複して生じた場合には、給付倍率の高いいずれか一方についてお支払いします。
※ 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

※一時金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

月払保険料表 [口座振替] 重要

● 保険期間・保険料払込期間: 終身 (2023年5月現在、単位:円)

契約年齢(歳)	男性			女性		
	主契約 +通院支援特約 (退院・外来手術時給付型)	認知症 一時金 特約	+	主契約 +通院支援特約 (退院・外来手術時給付型)	認知症 一時金 特約	+
	基本給付金額 5,000円の場合	基本給付金額 10,000円の場合	認知症 一時金額 100万円	基本給付金額 5,000円の場合	基本給付金額 10,000円の場合	認知症 一時金額 100万円
40	2,175	3,730	840	1,895	3,235	1,030
41	2,250	3,860	860	1,935	3,305	1,060
42	2,330	4,000	880	1,985	3,395	1,090
43	2,420	4,160	910	2,040	3,490	1,130
44	2,505	4,310	930	2,090	3,580	1,160
45	2,605	4,485	960	2,155	3,695	1,200
46	2,700	4,655	980	2,225	3,820	1,240
47	2,810	4,850	1,010	2,300	3,955	1,290
48	2,925	5,055	1,040	2,375	4,090	1,330
49	3,035	5,250	1,070	2,455	4,235	1,380
50	3,160	5,475	1,110	2,535	4,380	1,430
51	3,285	5,700	1,150	2,630	4,550	1,490
52	3,420	5,940	1,190	2,725	4,725	1,550
53	3,560	6,190	1,240	2,825	4,905	1,620
54	3,710	6,460	1,290	2,925	5,090	1,680
55	3,860	6,730	1,340	3,035	5,290	1,750
56	4,020	7,020	1,400	3,150	5,500	1,830
57	4,180	7,310	1,460	3,270	5,720	1,920
58	4,350	7,615	1,530	3,385	5,935	2,020
59	4,520	7,925	1,610	3,515	6,170	2,120
60	4,695	8,240	1,680	3,645	6,410	2,240
61	4,870	8,560	1,770	3,785	6,665	2,350
62	5,050	8,885	1,870	3,925	6,925	2,490
63	5,235	9,225	1,980	4,070	7,190	2,640
64	5,420	9,560	2,110	4,225	7,475	2,810
65	5,610	9,910	2,220	4,380	7,760	2,960
66	5,800	10,255	2,320	4,540	8,055	3,120
67	5,995	10,615	2,450	4,705	8,360	3,330
68	6,180	10,960	2,600	4,865	8,655	3,570
69	6,380	11,330	2,760	5,030	8,960	3,820
70	6,575	11,695	2,950	5,200	9,275	4,110
71	6,775	12,070	3,140	5,360	9,575	4,420
72	6,975	12,445	3,370	5,530	9,895	4,770
73	7,180	12,830	3,630	5,700	10,210	5,140
74	7,375	13,200	3,930	5,875	10,540	5,550
75	7,580	13,595	4,250	6,040	10,850	5,980

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※認知症重点プランは、主契約に通院支援特約(退院・外来手術時給付型)と認知症一時金特約があらかじめ付加されたプランです。そのため、保険料は、上記の主契約+通院支援特約(退院・外来手術時給付型)の金額と認知症一時金特約の金額を合算した金額になります。(例:60歳男性で基本給付金額5,000円場合の月払保険料は6,375円になります。)

Q

認知症一時金はどのような場合に受け取れますか？

A

器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態でも見当識障害がある状態で、かつ、公的介護保険制度の要介護1以上に認定されている場合*に認知症一時金をお支払いします。

器質性認知症の例

アルツハイマー病や脳卒中などにより脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができない状態。

要介護1の状態

食事や排泄はほとんどひとりでできるが、立ち上がりや歩行などが不安定であり、理解の低下がみられることがある状態。

※出典：(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)より抜粋。



●「器質性認知症」とは・・・？

脳内に後天的におこった器質的な病変や損傷があり、正常な脳が器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したことをいいます。

※お支払いの対象となる器質性認知症について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※軽度認知障害(MCI)はお支払いの対象となりません。

*その認定の有効期間中である場合に限り。また、65歳未満の場合は、要介護認定は介護保険法施行令第二条に規定する特定疾病に限られます。2023年5月現在の特定疾病の一例は、がん(末期)、初老期における認知症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、脳血管疾患等があります。

公的介護保険制度の詳細は市町村の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。

Q

認知症になってしまったら、一時金の請求ができるか心配です。

A

このプランには**「指定代理請求特約」**が付加されます。この特約により、一時金の請求を行う意思表示ができない(器質性認知症など)ときに、ご家族の方などあらかじめ指定された**指定代理請求人が代わりに一時金を請求することができます。特約の保険料はかかりません。**

+「家族情報登録」をご利用ください。

ご契約者はあらかじめご家族をご登録ください。登録されたご家族による「保険契約内容の照会」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」などが可能になります。

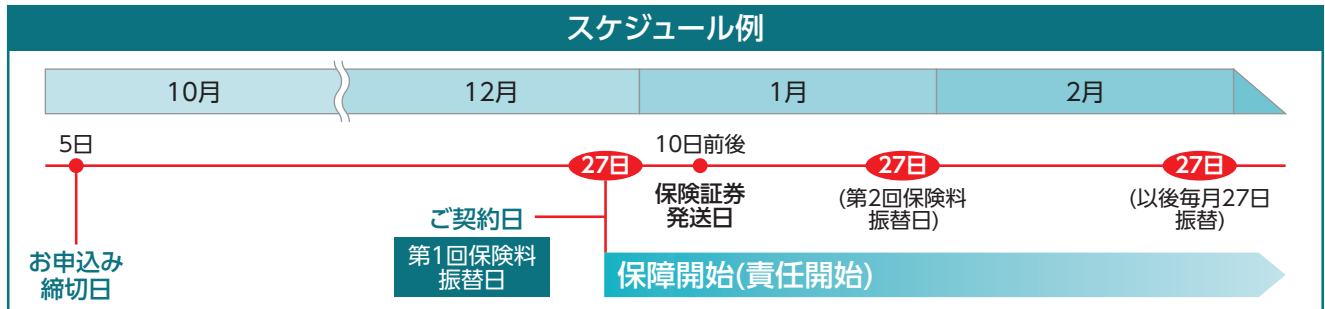
ご契約者さま向けウェブサービス「Emma(エマ) by アクサ」よりご登録いただけます。登録の詳細はアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/)をご覧ください。

※一時金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ご契約のお取扱い **重要**

ご契約までのスケジュールについて

- お申込み締切日
毎月5日(神奈川県民共済生活協同組合到着日)
- ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)
第1回保険料の口座振替日(お申込み締切日の翌々月27日)
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
※第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、ご契約は成立しないため保障は開始されません。
- 保険証券発送日
ご契約日の翌月10日前後
- 保険料の払込
保険料は口座振替月払とし、ご指定いただいた金融機関の預金口座から、毎月27日に振替えます。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
※保険料振替口座は、ご契約者名義のものに限ります。



※第1回保険料が振替えられた場合、振替日に第1回保険料のお払込みがあったものとして、(領収証は発行いたしません。)
※お申込みいただいたご契約をお引受けした場合は、アクサ生命は第1回保険料振替日からご契約上の保障を開始します。

書類・印鑑などの不備やご契約者が定められた預金口座の残高が不足している場合には、第1回保険料の振替えが行われず、ご契約は成立いたしません。申込書類のご記入にあたっては十分ご注意ください。また、あらかじめ払込保険料相当額を預金口座にご用意いただきますようご注意ください。

お申込み資格について

- ご契約者
神奈川県民共済の組合員の方に限ります。
※法人をご契約者とするお申込みはできません。
- 被保険者の範囲
ご契約者本人またはご契約者と同居する配偶者・父母に限ります。
ご契約日における満年齢が40歳から75歳までの方とします。

取扱範囲について

- 基本給付金額5,000円または10,000円からお選びください。
※認知症重点プランは、主契約に通院支援特約(退院・外来手術時給付型)と認知症一時金特約があらかじめ付加されます。
※通院支援特約(退院・外来手術時給付型)と認知症一時金特約は、基本給付金額にかかわらず以下のお取扱いとなります。
 - ・通院支援特約(退院・外来手術時給付型) 特約基本給付金額5,000円
 - ・認知症一時金特約 認知症一時金額100万円
- ※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。

告知について

- ご契約に際しては、各被保険者に契約申込書兼告知書の被保険者告知欄に記入していただきます。なお、告知事項は契約申込書兼告知書にてご確認ください。
- 告知内容によっては、お申込みどおりにご契約をお引受けできない場合があります。また、告知義務違反があった場合は、一時金などのお支払いができなかったり、ご契約が解除となることがあります。
※一時金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされた場合は、一時金などのお支払いの対象となりません。

保険期間および保険料払込期間

- 保険期間および保険料払込期間は終身です。

一時金などの受取人

- 被保険者です。

払いもどし金について

- この保険には、払いもどし金はありません。

税務のお取扱い(2023年5月現在)

- 一時金、各給付金は非課税です。(所得税基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みを免除します。
 - ・責任開始期以後のケガまたは疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したとき。
 - ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故によるケガを原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したとき。

指定代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の一時金などの受取人が一時金などを請求できない所定の事情があるときに、一時金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が一時金などを請求することができます。

医療治療保険(無解約払いもどし金型)Ⅲ型 手術給付金について

■ お支払対象は次のとおりです。

- ・医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている、治療を目的とした手術
- ・骨髄移植術または骨髄幹細胞の採取術 ・特定不妊治療

■ 手術の内容ごとのお支払額は以下のとおりです。

(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の開頭術 ・所定のガン(悪性新生物)に対する開胸術または開腹術 ・心臓、大動脈、大静脈、肺動脈または冠動脈の病変に対する所定の開胸術または開腹術 ・四肢切断術(手指または足指に対するものを除く) 	基本給付金額×50	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)に該当しない所定の開胸術または開腹術(帝王切開娩出術を除く) ・所定の骨髄移植術または骨髄幹細胞の採取術 	基本給付金額×20
	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の脊髄腫瘍の摘出術 ・縦隔腫瘍開胸摘出術 ・日本国内で行われた、心臓、肺、肝臓、脾臓または腎臓(それぞれ人工臓器を除く)の全体または一部の所定の移植術(臓器の移植に関する法律に沿った受容者を対象とした手術に限る) 		(3)	(1)および(2)に該当しない手術で、入院中に受けた手術	基本給付金額×10
			(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)および(2)に該当しない手術で、入院中以外に受けた手術 ・特定不妊治療 	基本給付金額×5

■ 次の手術はお支払いの対象とはなりません。

- ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ・外耳道異物除去術 ・鼻内異物摘出術 ・抜歯手術

■ 次の手術については、合わせて1年に1回のお支払いを限度とします。(1年とは、1月1日から12月31日までをいいます。)

- ・鼻粘膜焼灼術および下甲粘膜炎焼灼術(いずれもレーザーによる手術を含みます。)
- ・高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

※一時金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

保障だけでなく豊富なサービスを通してお客さまを支えつづけます。

無料 でご利用いただけます。※一部のサービスは優待価格でのご提供となります。



アクサ メディカル
アシスタンス サービス

- 24時間365日、健康のこと、メンタルヘルスのこと、困ったときはいつでも医師などの専門スタッフが対応します!

24時間電話健康相談サービス

オンライン健康相談(Doctors Me)

- 治療法が不安だったら...

セカンドオピニオンサービス

- 糖尿病のことはなんでも!

糖尿病サポートサービス

- 介護やリハビリが必要になったら...

介護・リハビリサポートサービス

- 手軽に生活習慣病などの検査ができます!

郵送検査キットによる血液検査サービス

優待価格

MCI・認知症の予防、早期発見、相談ごとに!

MCI・認知症総合相談ダイヤル

介護関連サービス

介護のことはなんでも相談OK!

あすのえがお専用コールセンター

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。 ※各サービスをご利用の際には諸条件があります。 ※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

●上記サービスの利用対象者およびサービス内容の詳細については、アクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/customer/service)をご参照ください。

アクサ生命の デジタル約款の ご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。

- ①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
 - ②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

■この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。

■この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

■ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

●生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777(代表)

www.axa.co.jp/

取扱募集代理店・お問合せ先

神奈川県民共済生活協同組合

〒231-8418 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル
TEL 0120-371-622 FAX 045-201-1066

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社 制度推進部

【照会先】法人ビジネス業務部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7450

